

目 次

○第1号（4月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	5
日程第 4 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	6
日程第 5 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	9
日程第 6 同意第3号 吉岡町固定資産評価員の選任について	11
日程の追加	12
追加日程第1 議長の辞職許可について	13
日程の追加	14
追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙	15
議長挨拶	16
日程の追加	16
追加日程第3 議席の指定	17
日程の追加	17
追加日程第4 副議長の辞職許可について	18
日程の追加	18
追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙	19
副議長挨拶	20

追加日程第6	議長報告	2 1
日程の追加		2 1
追加日程第7	第1 総務常任委員会委員の辞任の許可について	2 1
追加日程第7	第2 文教厚生常任委員会委員の辞任の許可について	2 2
追加日程第7	第3 産業建設常任委員会委員の辞任の許可について	2 2
追加日程第7	第4 予算決算常任委員会委員の辞任の許可について	2 3
追加日程第7	第5 議会広報常任委員会委員の辞任の許可について	2 3
追加日程第7	第6 議会運営委員会委員の辞任の許可について	2 4
追加日程第7	第7 地方創生対策特別委員会委員の辞任の許可について	2 4
日程の追加		2 4
追加日程第8	第1 総務・文教厚生・産業建設・予算決算・議会広報 各常任 委員会委員の選任	2 5
追加日程第8	第2 議長の総務・文教厚生・産業建設 各常任委員会委員の辞 任について	2 6
各常任委員会正副委員長の互選		2 7
追加日程第8	第3 議会運営委員会委員の選任	2 9
追加日程第8	第4 地方創生対策特別委員会委員の選任	3 0
委員長就任挨拶		3 1
追加日程第8	第5 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 の補欠選挙	3 2
町長挨拶		3 4
閉 会		3 4

平成29年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成29年4月27日（木曜日）

議事日程 第1号

平成29年4月27日（木曜日）9時30分開議

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

(報告・質疑)

日程第4 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

日程第5 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

日程第6 同意第3号 吉岡町固定資産評価員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

追加日程第1 議長の辞職許可について

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第3 議席の指定

追加日程第4 副議長の辞職許可について

追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第6 議長報告 各常任委員会委員の辞任願の受理について

議会運営委員会委員の辞任願の受理について

地方創生対策特別委員会委員の辞任願の受理について

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の辞職届の提出について

追加日程第7 第1 総務常任委員会委員の辞任の許可について

第2 文教厚生常任委員会委員の辞任の許可について

第3 産業建設常任委員会委員の辞任の許可について

- 第4 予算決算常任委員会委員の辞任の許可について
- 第5 議会広報常任委員会委員の辞任の許可について
- 第6 議会運営委員会委員の辞任の許可について
- 第7 地方創生対策特別委員会委員の辞任の許可について
- 追加日程第8
 - 第1 総務・文教厚生・産業建設・予算決算・議会広報・各常任委員会委員の選任
 - 第2 議長の総務・文教厚生・産業建設 各常任委員会委員の辞任について
 - 第3 議会運営委員会委員の選任
 - 第4 地方創生対策特別委員会委員の選任
 - 第5 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、平成29年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） 町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。

桜前線も北上いたしまして、新緑の美しい季節を迎え、若葉がまぶしく感じられるきょうこのごろでございます。

第1回臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

平成29年度も1カ月を過ぎようとしております。私も町政を担当させていただき3期目の任期の折り返し点を過ぎました。議員皆様と同じく、後半に当たって直面する諸課題に全力で向かい、しっかりと成果を出していきたいと思っております。

さて、本臨時会には報告1件、承認2件、同意1件を上程させていただきました。ご審議の上、いずれも原案どおり承認、同意をくださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

どうか皆様方のご理解とご協力をお願いいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

諸般の報告

議長（岸 祐次君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、それをもって諸般の報告といたします。

議長（岸 祐次君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において12番平形 薫議員、13番山畑祐男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第3 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第3、報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告を申し上げます。

本事案は、公用車を運転していた職員が受けた、そして起こした交通事故であり、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 莊作君発言〕

総務政策課長（小渕 莊作君） 本事案は、平成28年10月20日、午後2時10分ごろ、前橋市総社町総社1222番地1、駐車場において、職員（甲）が公用車で退出するため、とめていた駐車スペースからバックで左後方へハンドルを切りながら後退したところ、相手（乙）の運転する車両が職員（甲）の車両の右隣の駐車スペースにとめるため進入してきたところ、出るのと入るのが同時ということで、甲が運転する公用車の右前方と相手

(乙)の運転する車両の左前方が衝突した事故でございます。

このたび、当事者間において示談が成立し、和解となりましたので、報告するものでございます。

なお、事故の過失割合は、甲である吉岡町が60%、乙の相手方が40%でございます。

甲である吉岡町は、相手の損害額8万8,400円の60%分、5万3,040円を支払うものでございます。

なお、この損害賠償金は、町が加入しています全国自治協会の公有自動車共済から全額支払われるものでございます。

本事案は、職員の不注意によって起きた事故であり、本人には厳重に注意したところでございます。今後、職員の交通事故防止や安全運転の徹底に一層努めてまいりたいと思っております。

それでは、専決処分書をごらんいただきたいと思えます。

損害賠償の額、先ほど申しましたように5万3,040円。

損害賠償の相手方でございますけれども、群馬県前橋市大手町2丁目12番1号、前橋市長、山本 龍ということでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長(岸 祐次君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長(岸 祐次君) 日程第4、承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長(石関 昭君) 説明を申し上げます。

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が公布されたため、吉岡町

税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって専決処分とさせていただきます。このため、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成29年の税制改正に伴う「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたものです。

主な改正内容としては、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、災害に関する税制上の措置などによる規定の整備となります。

それでは、主な改正点を新旧対照表で説明をさせていただきます。

A4横のホチキスどめの用紙で全27ページの吉岡町税条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

まず、1ページをごらんください。

第33条についてですが、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したことによる改正となります。

2ページをごらんください。

第34条の9については、第33条の改正に伴う所要の規定の整備となっております。

3ページの第48条については、法人の町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備等による改正となります。

6ページをごらんください。

第50条についてですが、こちらも第48条と同様、法人の町民税に関する規定の整備等となっております。

8ページ、第61条につきましては、震災等により被害を受けた償却資産にかわり取得した償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の追加による改正となります。

同じく8ページ、第63条の2については、いわゆるタワーマンションに係る課税の見

直しに伴う改正となります。

9ページ、第63条の3の改正についてですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合における共用土地に係る税額の案分について規定するものとなります。

11ページ、第74条の2の改正については、被災市街地復興推進地域に定められた場合における住宅用地の適用の申告について規定するものとなります。

12ページ、附則第8条の改正については、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長するものとなります。

13ページ、附則第10条については、固定資産税等の課税標準の特例規定の適用を受ける償却資産に関する読みかえ規定の追加による改正となります。

同じく13ページ、附則第10条の2については、ノンフロン製品等に係る課税標準の特例の廃止等による改正となります。

14ページ、附則第10条の3は、耐震改修や省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額規定の追加等による改正となります。

19ページをごらんください。

附則第16条の改正ですが、軽自動車税のグリーン化特例について、重点化を行った上で適用期限を2年間延長することによるものとなります。

21ページ、附則第16条の2については、不正認定による軽自動車税の軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設に伴う改正となります。

22ページの附則第16条の3については、第33条と同様、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したことによる改正となります。

23ページ、附則第17条の2についてですが、法改正に伴い、町民税の課税の特例として適用期限を3年間延長することによる改正となります。

24ページの附則第20条の2、及び25ページの附則第20条の3については、第33条及び附則第16条の3と同様の改正理由となります。

議案書にお戻りいただきまして、8ページの上から4行目をごらんいただきたいと思えます。

附則についてでございますが、第1条は施行日を規定したものとなります。

第2条から第4条につきましては、改正された条文についてそれぞれ経過措置を規定したものであり、第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税となっております。

続きまして、A4判1枚紙の資料、吉岡町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

これは、軽自動車税に関する附則の改正に伴い、平成26年と平成29年に改正した吉岡町税条例等の一部を改正する条例の規定の整備を行ったものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条の第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（岸 祐次君） 日程第5、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、施行期日が平成29年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、専決処分をし、その報告と承認を求めます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 内容の説明に入る前に、先ほど町長が提案説明を申し上げましたが、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長が「地方税法等の一部を改正する法律」と申し上げましたが、正しくは「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」でございます。訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、今回の改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

社会保障と税の一体改革により、平成26年度から4年連続での拡充を行うもので、国民健康保険税の軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯をさらに拡大し、国民健康保険の低所得者層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案ということで、お願いするものでございます。

旧の第23条第2号中の下線「26万5,000円」を「27万円」に改め、5割軽減の基準を5,000円拡大するものでございます。

また、旧の同条第3号中の下線「48万円」を「49万円」に改め、2割軽減の基準を1万円拡大するものであります。

議案書の1ページをお開きください。

附則としまして、1、この条例は平成29年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第3号 吉岡町固定資産評価員の選任について

議長（岸 祐次君） 日程第6、同意第3号 吉岡町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

今回同意をお願いする固定資産評価員は、氏名、小林康弘、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由ですが、ことし4月1日付の人事異動によるものであり、固定資産の評価を所管する財務課の課長である小林康弘氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております同意第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。
よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。

同意第3号 吉岡町固定資産評価員の選任についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。
よって、同意第3号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。
再開を10時30分といたします。
午前 9時56分休憩

午前10時30分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

私は、この休憩中に吉岡町議会会議規則第93条第1項の規定によって、議長辞職願を副議長に提出しました。

一旦、私の議席に戻りますので、議長席を副議長と交代いたします。

議会事務局長（中島 繁君） 平形副議長は、議長席へお進みください。

副議長（平形 薫君） 地方自治法第106条の規定によりまして、私が暫時議長の職務を行います。皆様、議事進行にご協力をお願いいたします。

日程の追加

副議長（平形 薫君） お諮りいたします。

この際、岸議長辞職の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加1）として議題にし

たいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（平形 薫君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

副議長（平形 薫君） 休憩前に戻ります。

この件は、岸議長の一身上に関するものであります。地方自治法第117条の規定により除斥しますので、退場願います。

〔16番 岸 祐次君退席〕

追加日程第1 議長の辞職許可について

副議長（平形 薫君） 議事日程追加1の日程第1、議長の辞職許可の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長 中島 繁君発言〕

議会事務局長（中島 繁君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により議長の職を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年4月27日。

吉岡町議会副議長、平形 薫様。

吉岡町議会議長、岸 祐次。

以上でございます。

副議長（平形 薫君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおりです。

岸議長の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（平形 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、岸 祐次議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岸 祐次議員の入場を許可します。

〔16番 岸 祐次君入席〕

副議長（平形 薫君） 岸議員に申し上げます。

議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知いたします。

ただいま16番岸議員より発言の申し出がありましたので、発言の許可をいたします。

岸議員は、ご登壇の上、発言をしてください。

〔16番 岸 祐次君登壇〕

16番(岸 祐次君) 16番岸です。議長退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

平成27年5月11日に、議員各位の温かいご支援によって議長という大役に就任させていただきました。以来、本日まで吉岡町の発展と円滑な議会運営に全力を注いでまいりました。

しかし、皆様の期待に十分応えられなかったことや、多くの議員が議長職を経験し、議会改革に取り組んでいただくことが町の発展につながると考え、辞職願を提出した次第であります。

平形副議長初め議員各位、事務局員には格別なるご支援、ご協力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、町長初め執行部の皆さんにも、さまざまなご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、この貴重な経験を生かして、議員として町への提言や議会運営に寄与する決意であります。よろしくお願ひし、議長退任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

副議長(平形 薫君) ただいま議長が欠けました。

直ちに議長の選挙を行いたいと思います。

日程の追加

副議長(平形 薫君) お諮りします。

議事日程(第1号の追加2)として、議長の選挙を議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(平形 薫君) 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

副議長(平形 薫君) 休憩前に戻ります。

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

副議長（平形 薫君） 議事日程追加2の日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

副議長（平形 薫君） ただいまの出席議員は16人です。

それでは、次に立会人を指名いたします。

吉岡町会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、富岡大志議員、大林裕子議員、金谷康弘議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（平形 薫君） 異議なしと認めます。

投票用紙の配付をさせます。

〔投票用紙を配付〕

副議長（平形 薫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（平形 薫君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

副議長（平形 薫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙の四角い枠の中に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔点呼により投票〕

副議長（平形 薫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（平形 薫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

富岡大志議員、大林裕子議員、金谷康弘議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（平形 薫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票数15票、無効投票1票。

有効投票のうち、馬場周二議員14票

岸 祐次議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、馬場周二議員が当選人として決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（平形 薫君） ただいま議長に当選されました馬場周二議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長挨拶

副議長（平形 薫君） それでは、当選されました馬場周二新議長は、登壇の上、議長就任の受託の挨拶をお願いいたします。

〔議長 馬場周二君登壇〕

議長（馬場周二君） ただいま議長に就任いたしました馬場周二でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま各議員のご推挙をいただき、議長の職責を預かることになりました。身に余る光栄であるとともに、職の重さを痛感しております。

私は浅学非才でありまして、このような器ではありませんが、議員皆様のご協力の中、皆様の意見を尊重し、風通しのよい、まとまりのある議会を目指したいと思っております。そして、町民の安心・安全を優先し、執行部とともに住みやすい吉岡を目指していきたいと思っておりますので、議員皆様のなご一層のご指導、ご鞭撻をよろしく申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

副議長（平形 薫君） ただいま議長当選受諾の挨拶がありました。

馬場周二議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 平形 薫君退席、議長 馬場周二君議長席に着く〕

日程の追加

議長（馬場周二君） この際、議席の変更をしたいので、日程の追加をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時59分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に戻ります。

ただいま配付いたしました議事日程（第1号の追加3）により会議を進めます。

追加日程第3 議席の指定

議長（馬場周二君） 議席の指定を行います。

議席は、吉岡町会議規則第3条第3項の規定により、私の議席を16番とします。小池議員、岸議員はそれぞれ1つずつ詰め、14番小池春雄議員、15番岸 祐次議員とします。

直ちに移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩をとります。

再開を11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

議長（馬場周二君） 再開いたします。

ただいまの休憩時に、副議長の平形 薫議員から副議長の辞職願が吉岡町議会会議規則第93条の規定に基づき、議長宛てに提出され、受理いたしました。

日程の追加

議長（馬場周二君） お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加4）として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加4）として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩し、事務局に議事日程を配付させます。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

議長（馬場周二君） 再開します。

これより、今配付いたしました議事日程第1号の追加4により議事を進めます。

これから行う審議は、平形副議長の一身上の件に関するものであります。地方自治法第117条の規定により除斥としますので、平形副議長は退場してください。

〔12番 平形 薫君退席〕

追加日程第4 副議長の辞職許可について

議長（馬場周二君） 副議長の辞職許可についてを議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

中島議会事務局長。

〔議会事務局長 中島 繁君発言〕

議会事務局長（中島 繁君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により副議長の職を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年4月27日。

吉岡町会議長、馬場周二様。

吉岡町議会副議長、平形 薫。

以上でございます。

議長（馬場周二君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、平形 薫議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、平形 薫議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

平形 薫議員の入場を許可します。

〔12番 平形 薫君入席〕

議長（馬場周二君） 平形 薫議員に申し上げます。

副議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

ただいま副議長が欠けました。

直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。

日程の追加

議長（馬場周二君） お諮りします。

議事日程（第1号の追加5）として、副議長の選挙を議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、日程を追加します。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩をいたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に戻ります。

追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

議長（馬場周二君） 議事日程追加5の第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によって行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16人であります。

それでは、次に立会人を指名します。

吉岡町会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、五十嵐善一議員、柴崎徳一郎議員、竹内憲明議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

投票用紙の配付をさせます。

〔投票用紙を配付〕

議長（馬場周二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（馬場周二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙の四角い枠の中に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[点呼により投票]

議長（馬場周二君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

五十嵐善一議員、柴崎徳一郎議員、竹内憲明議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

議長（馬場周二君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票数 16 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山畑祐男議員 13 票

坂田一広議員 3 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、山畑祐男議員が当選人として決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長（馬場周二君） ただいま副議長に当選されました山畑祐男議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定による告知をします。

副議長挨拶

議長（馬場周二君） それでは、当選されました新副議長に、登壇して副議長就任挨拶をお願いいたします。

[副議長 山畑祐男君登壇]

副議長（山畑祐男君） ただいま、今議会で副議長の職に推挙いただきました山畑でございます。副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

副議長という職の重責を痛感し、身の引き締まる思いでございます。副議長の名に恥じぬよう、その職務を全力で誠意を持って取り組んでいく所存でございます。よろしく願いいたします。

終わりに、吉岡町また吉岡町議会のますますの発展と、本日ご出席の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、簡単ではございますが副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） ここで休憩としたいと思います。

再開を午後 1 時といたします。

午前11時35分休憩

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に戻り、再開します。

追加日程第6 議長報告

議長（馬場周二君） 議事日程追加6の第1、議長報告を行います。

吉岡町議会委員会条例の規定によって、平成27年5月11日に行った臨時会によって、第2条第1号から第5号までの常任委員会委員、及び第3条の2の議会運営委員会委員は、第3条の規定により2年の任期を5月10日に迎えるわけですが、全委員会の委員の辞任願が本日議長宛てに提出されましたので、それを受理しています。

同じく、地方創生対策特別委員会の委員から辞任願が提出され、受理しています。

また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員である岸 祐次議員、平形 薫議員、2名は、同組合議会議長に議員辞職願を提出し、受理されております。

以上、報告いたします。

日程の追加

議長（馬場周二君） 今、議長報告したとおり、各委員会の委員の辞任願を受理しましたので、議事日程（第1号の追加7）として、委員会の委員辞任の許可についてそれぞれ議決を行うため、議事日程を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩をいたします。

午後1時03分休憩

午後1時04分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に戻ります。

追加日程第7 第1 総務常任委員会委員の辞任の許可について

議長（馬場周二君） 議事日程追加7の第1、総務常任委員会委員の辞任の許可についてを議題とします。

総務常任委員会の5人は、除斥規定にのっとり退席願います。

〔総務常任委員5人 退席〕

- 議 長（馬場周二君） お諮りします。
総務常任委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。
入場を許可します。
〔総務常任委員 5 人 入席〕
- 議 長（馬場周二君） 総務常任委員会の委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知
します。
-

追加日程第 7 第 2 文教厚生常任委員会委員の辞任の許可について

- 議 長（馬場周二君） 議事日程追加 7 の第 2、文教厚生常任委員会委員の辞任の許可についてを
議題とします。
文教厚生常任委員会の 5 人は、除斥規定にのっとり退席願います。
〔文教厚生常任委員 4 人 退席〕
- 議 長（馬場周二君） お諮りします。
文教厚生常任委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませ
んか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。
入場を許可します。
〔文教厚生常任委員 4 人 入席〕
- 議 長（馬場周二君） 文教厚生常任委員会の委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、
告知します。
-

追加日程第 7 第 3 産業建設常任委員会委員の辞任の許可について

- 議 長（馬場周二君） 議事日程追加 7 の第 3、産業建設常任委員会委員の辞任の許可についてを
議題とします。
産業建設常任委員会の 5 人は、除斥規定にのっとり退席願います。
〔産業建設常任委員 5 人 退席〕
- 議 長（馬場周二君） お諮りいたします。
産業建設常任委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませ
んか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

入場を許可します。

〔産業建設常任委員 5 人 入席〕

議 長（馬場周二君） 産業建設常任委員会委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

追加日程第 7 第 4 予算決算常任委員会委員の辞任の許可について

議 長（馬場周二君） 議事日程追加 7 の第 4、予算決算常任委員会委員の辞任の許可についてを議題とします。

予算決算常任委員会の 7 人は、除斥規定にのっとり退席願います。

〔予算決算常任委員 6 人 退席〕

議 長（馬場周二君） お諮りします。

予算決算常任委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

入場を許可します。

〔予算決算常任委員 6 人 入席〕

議 長（馬場周二君） 予算決算常任委員会委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

追加日程第 7 第 5 議会広報常任委員会委員の辞任の許可について

議 長（馬場周二君） 議事日程追加 7 の第 5、議会広報常任委員会委員の辞任の許可についてを議題とします。

議会広報常任委員会の 7 人は、除斥規定にのっとり退席願います。

〔議会広報常任委員 7 人 退席〕

議 長（馬場周二君） お諮りします。

議会広報常任委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

入場を許可します。

〔議会広報常任委員 7 人 入席〕

議長（馬場周二君） 議会広報常任委員会委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

追加日程第7 第6 議会運営委員会委員の辞任の許可について

議長（馬場周二君） 議事日程追加7の第6、議会運営委員会委員の辞任の許可についてを議題とします。

議会運営委員会の7人は、除斥規定にのっとり退席願います。

〔議会運営委員6人 退席〕

議長（馬場周二君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

入場を許可します。

〔議会運営委員6人 入席〕

議長（馬場周二君） 議会運営委員会委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

追加日程第7 第7 地方創生対策特別委員会委員の辞任の許可について

議長（馬場周二君） 議事日程追加7の第7、地方創生対策特別委員会委員の辞任の許可についてを議題とします。

地方創生対策特別委員会の7人は、除斥規定にのっとり退席願います。

〔地方創生対策特別委員7人 退席〕

議長（馬場周二君） お諮りいたします。

地方創生対策特別委員会委員の辞任の件は、願いのとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

入場を許可します。

〔地方創生対策特別委員7人 入席〕

議長（馬場周二君） 地方創生対策特別委員会委員の辞任の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

日程の追加

議長（馬場周二君） お諮りいたします。

この際、各委員会の委員の辞任願が許可されましたので、議事日程（第1号の追加8）として、委員会の委員の選任の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の委員の選任の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加8）として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩し、この間に事務局に議事日程を配付させます。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

議長（馬場周二君） 再開します。

これより、今配付しました議事日程（第1号の追加8）により議事を進めます。

追加日程第8 第1 総務・文教厚生・産業建設・予算決算・議会広報 各常任委員会委員の選任

議長（馬場周二君） 議事日程追加第8の第1、総務・文教厚生・産業建設・予算決算・議会広報 各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が議会に諮り、指名することになっています。

この選任の件について、ただいまから希望調査票を配付しますので、記入していただき、それをもとに選任したいと思います。

それでは、各自希望する委員会を申し出てください。事務局に所属志望調書を配付させます。

配付のため、暫時休憩します。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

議長（馬場周二君） 再開いたします。

念のため説明します。

Aの用紙には、希望する委員会に第1希望から第3希望まで重複しないよう丸印を記入してください。

Bの用紙にも、同様に第1希望、第2希望に丸印の記入をお願いいたします。
記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 事務局に所属志望調書を回収させます。

〔所属志望調書 回収〕

議長（馬場周二君） ただいま所属志望調書が回収されましたので、この調書に基づき、別室において正副議長で調整を行いたいと思います。

なお、各自の第1希望を優先させますが、調整の結果、希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承願います。

ただいまから別室において調整を行いますので、ここで暫時休憩をとります。

午後1時24分休憩

午後1時58分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行った常任委員会委員の構成員の調整結果を報告いたします。

なお、この報告をもって常任委員会委員の選任の決定とさせていただきます。

それでは、発表いたします。

最初に、総務常任委員会の6人は、山畑祐男議員、岩崎信幸議員、坂田一広議員、柴崎徳一郎議員、大林裕子議員、それと私の6人です。

次に、文教厚生常任委員会の6人は、岸 祐次議員、飯島 衛議員、竹内憲明議員、金谷康弘議員、五十嵐善一議員、それと私の6人です。

次に、産業建設常任委員会の6人は、平形 薫議員、小池春雄議員、高山武尚議員、村越哲夫議員、富岡大志議員、それと私の6名であります。

次に、予算決算常任委員会の7人ですが、小池春雄議員、岩崎信幸議員、飯島 衛議員、坂田一広議員、大林裕子議員、富岡大志議員、金谷康弘議員の7人です。

次に、議会広報常任委員会の7名ですが、村越哲夫議員、高山武尚議員、竹内憲明議員、五十嵐善一議員、金谷康弘議員、大林裕子議員、富岡大志議員の7人です。

以上が5常任委員会の委員会構成です。

追加日程第8 第2 議長の総務・文教厚生・産業建設 各常任委員会委員の辞任について

議長（馬場周二君） 議事日程追加8の第2、議長の総務・文教厚生・産業建設 各常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

私は、総務・文教・産業の3常任委員会に委員会条例運用規程にのっとり、所属することになりました。

しかし、私は議長職に専念したいため、所属の3常任委員会委員を辞任したいと思います。

この際、お諮りいたします。

私の3常任委員会委員辞任の申し入れを、承認していただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議長の3常任委員会委員の辞任を決定いたしました。

各常任委員会正副委員長の互選

議長（馬場周二君） 各委員会の委員構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

このため、本会議は休憩をとりまして各委員会の開催を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。

総務常任委員会は全員協議会室でお願いします。うち年長委員は柴崎徳一郎議員です。

文教厚生常任委員会は議員控室でお願いします。うち年長委員は竹内憲明議員です。

産業建設常任委員会は委員会室でお願いします。うち年長委員は村越哲夫議員です。

その3常任委員会の互選が終了しましたら、議場に一旦お集まりください。その後、改めて予算決算常任委員会、議会広報常任委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時07分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、総務常任委員会の年長議員から発表をお願いしたいと思います。

柴崎徳一郎議員、登壇願います。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 総務常任委員会で正副委員長の互選を行いました。発表します。

委員長に岩崎信幸議員、副委員長に大林裕子議員で決定いたしました。よろしくお願

いたします。

議長（馬場周二君） 続きまして、文教厚生常任委員会、お願いいたします。

竹内憲明議員、登壇をお願いいたします。

〔6番 竹内憲明君登壇〕

6番（竹内憲明君） 文教厚生常任委員会の協議結果を報告いたします。

委員長に飯島 衛議員、副委員長に五十嵐善一議員に決定いたしました。以上でございます。

議長（馬場周二君） 続きまして、産業建設常任委員会、お願いいたします。

村越哲夫議員、登壇願います。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 産業建設常任委員会の正副委員長のご報告を申し上げます。

委員長に平形議員、副委員長に高山議員をお願いいたします。

議長（馬場周二君） ありがとうございます。

3常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

次に、予算決算常任委員会と議会広報常任委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

双方の委員会に所属する委員もおりますので、先に予算決算常任委員会の正副委員長の互選を、全員協議会室でお願いいたします。

年長委員は、岩崎信幸議員です。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時10分休憩

午後2時15分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算決算常任委員会の結果報告を、岩崎信幸議員、登壇をお願いいたします。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 予算決算常任委員会の委員長、副委員長の報告をいたします。

委員長に小池春雄議員、副委員長に富岡大志議員と決まりました。以上です。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

次に、議会広報常任委員会の正副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

同じく全員協議会室でお願いします。

年長議員は、村越哲夫議員です。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時16分休憩

午後2時19分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会広報常任委員会の結果報告を求めます。

村越哲夫議員、登壇願います。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 議会広報常任委員会の委員長並びに副委員長の報告をさせていただきます。

委員長に金谷議員、副委員長に村越議員ということで、よろしく願います。

議長（馬場周二君） 議会広報常任委員会からの報告が終わりました。

委員長の就任の挨拶は、副委員長の紹介も含めて、議事日程第5の終わりにお願いしたいと思います。よろしく願います。

追加日程第8 第3 議会運営委員会委員の選任

議長（馬場周二君） 議事日程追加8の第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっております。私にご一任いただきたいと思います。

なお、定数は7名です。

委員の発表を行います。

岸 祐次議員、小池春雄議員、平形 薫議員、岩崎信幸議員、飯島 衛議員、柴崎徳一郎議員、金谷康弘議員の7名です。

議会運営委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。年長の議員は、岸 祐次議員です。

互選は、同じく全員協議会室でお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時25分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

年長議員から正副委員長の互選の結果の報告を求めます。

岸 祐次議員、登壇願います。

〔15番 岸 祐次君登壇〕

15番(岸 祐次君) 議会運営委員会の委員長並びに副委員長の互選について発表いたします。
委員長につきましては、私、岸 祐次でございます。それから、副委員長につきましては柴崎徳一郎議員です。以上、報告します。

議長(馬場周二君) ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定いたしました。

追加日程第8 第4 地方創生対策特別委員会委員の選任

議長(馬場周二君) 議事日程追加8の第4、地方創生対策特別委員会委員の選任についてを議題とします。

特別委員会の委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっております。私にご一任いただきたいと思います。

なお、定数は7名です。

委員の発表を行います。

岸 祐次議員、小池春雄議員、岩崎信幸議員、坂田一広議員、村越哲夫議員、高山武尚議員、五十嵐善一議員の7名です。

委員の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。年長の議員は、村越哲夫議員です。

互選は、同じく全員協議会室でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時30分再開

議長(馬場周二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

年長議員から正副委員長の互選の結果の報告を求めます。

村越哲夫議員、登壇願います。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番(村越哲夫君) 報告いたします。

地方創生対策特別委員会の正副委員長の互選結果をお伝え申し上げます。

委員長に小池議員、副委員長に坂田議員をお願い申し上げます。以上です。

議長(馬場周二君) ご苦労さまでした。

ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されました。

委員長就任挨拶

議長（馬場周二君） それでは、5 常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長及び地方創生対策特別委員会の委員長が決定しましたので、各委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、議会運営委員長、お願いいたします。

〔15 番 岸 祐次君登壇〕

15 番（岸 祐次君） ただいま議会運営委員長に就任した岸でございます。

議長の諮問機関として、円滑で公平な議会運営に尽くしてまいりたいと思っております。

副委員長には柴崎徳一郎議員が選任されました。ともどもよろしくをお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

次に、総務常任委員長、お願いいたします。

〔11 番 岩崎信幸君登壇〕

11 番（岩崎信幸君） ただいま総務常任委員長を拝命しました岩崎です。

総務は、町全体のことをつかさどると思っておりますので、しっかりとその点をわきまえ、委員長の職を全うしたいと思うわけでございます。

また、副委員長に大林裕子議員が指名されました。ともどもよろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員長、お願いいたします。

〔10 番 飯島 衛君登壇〕

10 番（飯島 衛君） 文教厚生常任委員長を仰せつかりました飯島 衛でございます。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

また、副委員長には五十嵐善一議員が選任されました。ともどもよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、お願いいたします。

〔12 番 平形 薫君登壇〕

12 番（平形 薫君） ただいま産業建設常任委員長を拝命いたしました平形でございます。

副委員長には高山武尚議員でございます。ともどもよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

次に、予算決算常任委員長、お願いいたします。

〔14番 小池春雄君登壇〕

- 14番（小池春雄君） 予算決算常任委員会委員長を仰せつかりました小池です。
副委員長には富岡大志議員が決まりましたので、よろしくお願いします。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。
次に、議会広報常任委員長、お願いいたします。

〔3番 金谷康弘君登壇〕

- 3番（金谷康弘君） ただいま議会広報常任委員会の委員長を仰せつかった金谷です。
町民に読まれる議会広報にしたいと思っております。
副委員長は村越哲夫議員です。
よろしくお願いします。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。
次に、地方創生対策特別委員会委員長、お願いします。

〔14番 小池春雄君登壇〕

- 14番（小池春雄君） 地方創生対策特別委員会の委員長、私、小池です。そして副委員長に坂田一広議員が決まりましたので、よろしくお願いします。

議長（馬場周二君） ご苦労さまでした。

追加日程第8 第5 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙

議長（馬場周二君） 議事日程追加第8の第5、選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

渋川地区広域市町村圏振興組規約第6条の規定により、吉岡町からの選出議員は3人で、うち1人は議会議長を充てることになっております。

関係市町村の議会において、議会議員の中から選挙すると規定されております。

渋川広域組合議会規約第7条の規定により、辞職届の出た2名中、1名は私、議長を充て、残る1名の選挙をこれから行いたいと思います。

議事日程追加第8の第5、選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙の方法は投票によって行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16人であります。

それでは、次に立会人を指名します。

吉岡町会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、高山武尚議員、村越哲夫議員、坂田一広議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙を配付〕

議長（馬場周二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（馬場周二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙の四角い枠の中に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔点呼により投票〕

議長（馬場周二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

高山武尚議員、村越哲夫議員、坂田一広議員には開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（馬場周二君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票数15票、無効投票1票。

有効投票のうち、山畑祐男議員 13票

岸 祐次議員 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、山畑祐男議員が当選人として決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（馬場周二君） ただいま渋川広域議会議員に当選されました山畑祐男議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

町長挨拶

議長（馬場周二君） ここで、正副議長及び各常任委員会の構成が決まりましたので、執行を代表しまして、石関町長に挨拶をお願いします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご指名がありましたので、執行を代表いたしまして一言挨拶を申し上げます。

長時間にわたりましてご審議をしていただき、正副議長及び各常任委員会の構成が決まりました。就任された皆様方には、まことにおめでとうございます。今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し上げるところでございます。立派な議会構成ができましたことに心よりお祝いを申し上げるところでございます。また一層のご理解とご協力のほどをお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。

閉会

議長（馬場周二君） これをもちまして、平成29年第1回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会旧議長 岸 祐 次

吉岡町議会旧副議長 平 形 薫

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男